六、味の素株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第三十八号

排除命令

東京都中央区宝町一丁目七番地

味の素株式会社

右代表者　代表取締役　鈴木恭二

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　味の素株式会社は、同社広島支店管内において、昭和四十五年五月十八日から同年六月末日までを期間とし、「業務用ハイ・ミースピードくじ付特売」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、

(一)　景品類の価額の最高額が、(ア)取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い

額、(イ)取引価額五万円以上十万円未満のときは、三万円、(ロ)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるもの。

(二)　景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるもの

を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

味の素株式会社は、肩書地に本店を置き、調味料および食料品等の製造販売業を営む事業者である。

味の素株式会社は、同社広島支店管内において、「業務用ハイ・ミースピードくじ付特売」と称し、昭和四十五年五月十八日から同年六月末日まで（ただし、販売予定数量売切り次第終了。）を期間とし、期間中業務用ハイ・ミー一キログラム袋一袋にスピードくじ一枚を付けて販売し、前記スピードくじにより、特等日立電子レンジＤＲ―五三型（九万九千八百円相当）またはソニートリニトロンカラーテレビ・ＵＨＦオールチャンネル（九万九千八百円相当）五本、一等ソニーテレビステイタスＪＡＣＫ・ＵＨＦオールヤチンネル（二万九千八百円相当）三十五本、二等象印回転式カラーポット一・九リットル型（三千三百円相当）百二十本その他の景品類（総額四百九十七万四千円相当）を提供することを企画し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、前記業務用ハイ・ミー一キログラム袋の販売価格千八百五十円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって前記景品類中、特賞および一等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、千九百九十八万円であって、懸賞により提供することができる景品類

の価額の総額は、三十九万九千六百円である。よって、前記景品類の総額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、味の素株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十月十四日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男